平成 26 年 10 月

水痘(みずぼうそう) 予防接種のお知らせ

予防接種は保護者の同伴が必要です。

【病気の説明】

水痘（水ぼうそう）は水痘・帯状疱疹ウイルスによる急性感染症です。潜伏期間は 10～20 日（通常 13～17 日）で、発疹（最初は斑点状紅丘疹でその後水泡となる）と発熱を伴って発病します。頭髪部や口腔などの粘膜にも現れることがあります。基本的には 1 週間程度の経過で治癒することがほとんどですが、まれに肺炎、肝炎、脳炎などの合併症を併発することがあります。

【水痘（みずぼうそう）ワクチンと副反応】

水痘ワクチンは水痘・帯状疱疹ウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。別のワクチンを接種する場合は 27 日以上の間隔を空けて接種します。

このワクチンを接種しても、その後感染を受けると約 20%の人は水ぼうそうにかかることがあります。ただし、もしかかっても軽症に終わることがほとんどです。

水痘患者に接触した場合、３日以内に水痘ワクチンを接種すれば発症を予防できます。

健康な小児に副反応はほとんどみられませんが、発熱、発疹、局所症状として発赤、腫脹（はれ）、硬結（しこり）などがみられることがあります。非常にまれですが、アナフィラキシー様症状や急性血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

【接種時期】

接種できる年齢は
1歳～3歳になるまでです

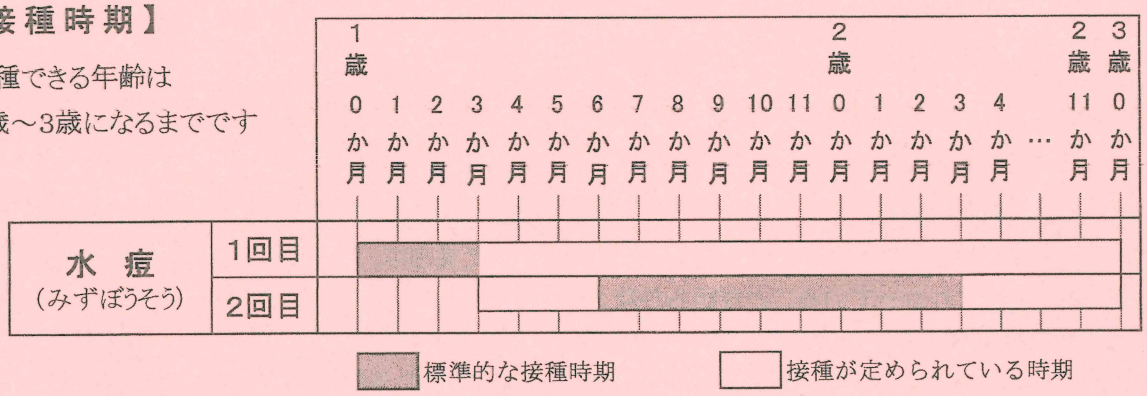

≪標準的な接種スケジュール≫

１歳から１歳３か月になるまでに１回目を接種、６か月から１年の間隔をおいて２回目を接種

★ただし、１回目の接種後、３か月以上の間隔をあければ２回目の接種が可能です。

★この期間を外れると区の予診票は使用できません。任意接種（有料）になります。

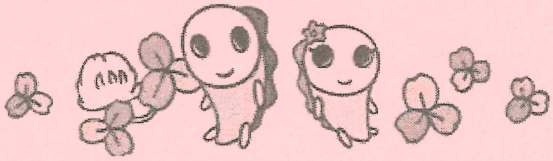

【接種方法】

・契約医療機関で個別接種です。
（別紙、「契約医療機関一覧」を参照してください）
・杉並区の予診票は、東京 23区・三鷹市・武蔵野市の契約医療機関に限り使用できます。他の市町村では使用できません。
※ 接種する医療機関が東京23区・三鷹市・武蔵野市の契約医療機関であることを必ずご確認ください。
・『予診のみ』受けた場合は、予診票を再交付します。各保健センターまたは子育て支援課母子保健係（区役所東棟3階）に母子健康手帳を提示して、ご申請ください。

【予防接種を受ける前に…】

(1) 先に他の予防接種を受けたときは、不活化ワクチンの場合は6日以上、生ワクチンの場合は27日以上の間隔をあける必要があります。
(2) 当日は朝からお子さんの状態をよく観察し、普段と変わりがないことを確認してください。
(3) 今回受ける予防接種について、「お知らせ」をよく読み、必要性や副反応について充分に理解したうえで接種してください。
わからないことは接種を受ける前に医療機関で必ず確認してください。
(4) 予診票は医師への大切な情報です。責任をもって記入してください。体温は接種医療機関で測ります。
(5) 接種当日は、母子健康手帳を持って、接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が付き添ってください。

【受けることが出来ない人】

(1) 明らかに発熱している人
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
(3) その日に受ける予防接種の接種液成分で、アナフィラキシー（全身にひどいじんましん・呼吸困難などの症状に引き続きショック状態）を起こしたことがある人
(4) 医師が不適当な状態と判断した場合
（上記にあてはまらなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません）

【医師とよく相談しなくてはならない人】

(1) 心臓病・腎臓病・肝臓病・血液の病気や発育障害などで治療を受けている人
(2) 過去の予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
(3) 今までにけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
(4) 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
(5) 予防接種の接種液成分に対し、アレルギーがあるといわれたことのある人
（ワクチンの製造過程において、培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものがあります。）
※ 主治医がいる場合には必ず前もって受診し、予防接種を受けて良いかどうかを判断してもらいましょう。
別の医療機関で受ける場合は、主治医から診断書（または意見書）を受け取ってから予防接種を受けるようにしてください。

【予防接種を受けた後は…】

(1) 接種後30分間程度は、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応はこの間に起こることがあります。
(2) 接種してから1週間は副反応の出現に注意してください。
(3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、注射した部位はこすらないでください。
(4) 接種当日は、激しい運動はさけましょう。
(5) 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【健康被害救済制度】

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度に応じて医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金等、法律で定められた金額が支給されます。

★★ 問い合わせ先 ★★

杉並保健所保健予防課	3391−1025	高円寺保健センター	3311−0116
荻窪保健センター	3391−0015	上井草保健センター	3394−1212
高井戸保健センター	3334−4304	和泉保健センター	3313−9331